

## 第8期学術情報委員会への申し送り事項

### 1 学術情報のオープン化について

（基本的な方向性）

- 学術情報のオープン化に対するポリシーを明確化することが必要。また、データのオープン化については、基本方針を定めた上で、様々なケースにおける対応方法についての共通認識を進める方策が適切。

（対象）

- 教育面、研究面の両方において、オープン化の対象となる学術情報を明確にすることが必要。その際、ソフトウェアも対象に加えるべき。
- 研究データの保存・利活用の促進に関しては、データだけではなく、論文や出版物など関連する情報資源と併せて、総合的な基盤の一部として検討すべき。

（手法）

- 学術情報のオープン化においては、第7期で審議したアカデミッククラウドをレイヤーの1つとして展開することが適切。
- オープン化のプロセスにおいて必要な基盤については、施策として用意すべき。

（留意事項）

- 審議においては、以下の事項についても考慮すべき。
  - ・ 国際的な情報連携を視野に入れた対応
  - ・ 推進方策における戦略性
  - ・ 分野間の違いを踏まえた対応
  - ・ オープン化の危険性に対する配慮
  - ・ 利活用促進のための著作権の取扱い
  - ・ インフォーマティクス人材の必要性

### 2 学術情報委員会の審議の在り方について

- 学術情報委員会として、社会における学術情報の今後の在り方、教育面、研究面、それらを担う人材面を含め、学術情報を活用してどういう社会形成を目指すのかという方向性を確認しつつ、審議を進めることが必要。